

宍粟市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月13日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第15号

宍粟市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宍粟市水道事業給水条例（平成17年宍粟市条例第211号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
(給水装置工事の申込み) 第5条 給水装置の新設、増設、変更（法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「工事」という。）をしようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定めるところによりあらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。	(給水装置工事の申込み) 第5条 給水装置の新設、増設、変更（法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「工事」という。）をしようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定めるところによりあらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。